

## 各務原都市計画道路の変更（岐阜県決定）

1. 都市計画道路中 3・3・1号一般国道21号線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・1	一般国道 21号線	各務原市 大野町1丁目	各務原市 鵜沼東町2丁目	各務原市三井町 各務原市三井北町 各務原市那加 住吉町4丁目 各務原市各務 おがせ町9丁目 各務原市鵜沼東町	約 11,980m	地表式	—	22m	・幹線街路と平面交差6箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

将来の都市像を踏まえた上で社会経済情勢の変化に対応した道路網を再構築するため、都市計画道路の見直しを行った結果、3・4・5号三柿野蘇原線（市決定）を廃止することに伴い、3・3・1号一般国道21号線との交差点において隅切りの形状を変更するものである。

2. 都市計画道路中 3・6・11号犬山笠松線を廃止する。

理由

将来の都市像を踏まえた上で社会経済情勢の変化に対応した道路網を再構築するため、都市計画道路の見直しを行った結果、本路線の位置付けや必要性は認められないため、全線を廃止するものである。